

追加議案及び説明 並びに参考資料

令和6年6月定例会

池 田 市

目 次

1 議案第54号 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	
について	1
説 明	3
参 考	4

議案第 5 4 号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和 6 年 6 月 2 4 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

パートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給割合について所要の整備
を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例（案）

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市
条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 2 項中「100 分の 120」を「100 分の 122.5」に改め
る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 26 条第 2 項の規定は、令和 6 年 6 月の支給分
からのパートタイム会計年度任用職員の期末手当について適用する。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

- 1 令和 6 年度以降におけるパートタイム会計年度任用職員の期末手当について、支給割合を 1 0 0 分の 1 2 2 . 5 とするものであること。

(第 2 6 条関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第25条 （略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第26条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。次項及び第4項において同じ。）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を定められた者にあつては、1週間当たりの報酬額（日額により報酬を定められた者にあつてはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあつてはその時間額に1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額をいう。）に4を乗じて得た額）をいう。）に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3～5 （略） 第27条～第37条 （略）	第1条～第25条 （略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当） 第26条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額（基準日（前項後段のパートタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日。次項及び第4項において同じ。）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額により報酬を定められた者にあつては、1週間当たりの報酬額（日額により報酬を定められた者にあつてはその日額に1週間当たりの勤務日数を、時間額により報酬を定められた者にあつてはその時間額に1週間当たりの勤務時間を乗じて得た額をいう。）に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3～5 （略） 第27条～第37条 （略）